

## 平成18年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成18年6月9日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について  
（議会運営委員長報告・質疑）
- 日程第 3 発議第 1号 議会運営委員会委員の欠員補充について  
（選任）
- 日程第 4 発議第 2号 産業廃棄物処理施設設置に対する意見書の提出について  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 同意第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 6 報告第 8号 平成17年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
（報告）
- 日程第 7 報告第 9号 平成17年度那須塩原市一般会計事故繰越し繰越計算書について  
（報告）
- 日程第 8 報告第10号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
（報告）
- 日程第 9 報告第11号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計繰越計算書について  
（報告）
- 日程第10 報告第12号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計繰越計算書について  
（報告）
- 日程第11 報告第13号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況報告について  
（報告）
- 日程第12 報告第14号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について  
（報告）
- 日程第13 報告第15号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について  
（報告）
- 日程第14 報告第16号 専決処分の報告について[損害賠償の額の決定及び和解]  
（報告）
- 日程第15 報告第17号 専決処分の報告について[損害賠償の額の決定及び和解]  
（報告）

- 日程第 1 6 報告第 1 8 号 専決処分の報告について[損害賠償の額の決定及び和解]  
(報告)
- 日程第 1 7 報告第 1 9 号 専決処分の報告について[損害賠償の額の決定及び和解]  
(報告)
- 日程第 1 8 報告第 2 0 号 専決処分の報告について[損害賠償の額の決定及び和解]  
(報告)
- 日程第 1 9 報告第 2 1 号 専決処分の報告について[契約金額の変更について]  
(報告)
- 日程第 2 0 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて[平成 1 7 年度那須塩原市一般会計補正予算  
(第 7 号) ]  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 1 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて[那須塩原市議会の議員その他非常勤特別職  
の公務災害補償等に関する条例の一部改正]  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 2 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて[那須塩原市消防団の定員、任免、給与、  
服務等に関する条例の一部改正]  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 3 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて[那須塩原市税条例の一部改正]  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 4 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて[那須塩原市都市計画税条例の一部改正]  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 5 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて[那須塩原市国民健康保険税条例の一部改  
正]  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 6 議案第 7 5 号 契約の締結について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 7 議案第 6 4 号 那須塩原市営バス設置条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 2 8 議案第 6 5 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について  
(提案説明)
- 日程第 2 9 議案第 6 6 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 0 議案第 6 7 号 那須塩原市公民館条例の一部改正について  
(提案説明)

- 日程第 3 1 議案第 6 8 号 那須塩原市図書館条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 2 議案第 6 9 号 那須塩原市児童クラブ条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 3 議案第 7 0 号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 4 議案第 7 1 号 那須塩原市下水道条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 5 議案第 6 3 号 平成 1 8 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 3 6 議案第 7 2 号 那須地区広域行政事務組合理約の変更について  
(提案説明)
- 日程第 3 7 議案第 7 3 号 普通財産の貸付けについて  
(提案説明)
- 日程第 3 8 議案第 7 4 号 市道路線の廃止及び認定について  
(提案説明)

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	君島寛君	企画情報課長	高藤昭夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	大田原稔君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	田代仁君
農務課長	二ノ宮栄治君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	金沢郁夫君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	田代哲夫君	選管・監査・ 固定資産評価 事務局長	織田哲徳君
農業委員会 事務局長	枝幸夫君	西那須野 支所長	八木源一君
塩原支所長	櫻岡定男君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千本木武則	議事課長	石井博
議事調査係長	斉藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

本日招集になりました平成18年第2回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として34件の議案が提出されることになっております。

議員各位には、慎重に審議を尽くされ、また、議会運営につきましても、特段のご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから平成18年第2回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名であります。



◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高久武男君） 日程第1、会議録署名議員について。

会議録署名議員に

14番 玉野 宏 君

15番 石川 英 男 君

を指名いたします。



◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

今日は、平成18年第2回那須塩原市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、ただいまは市議会議員として15年以上の長きにわたりまして、地方自治の発展と市政の振興に多大なる貢献のありました高久武男議員、人見菊一議員、早乙女順子議員の3名が関東市議会議長会、並びに全国市議会議長会から表彰され、その伝達がございました。

受賞されました3名の議員の方々には心からお喜びを申し上げますとともに、私も市議会議員として議席をともにいたしましたので、大変うれしく思っております。

さて、今年も梅雨を迎える時期となりましたが、スポーツ界では4年に1度のサッカーの世界大会、ワールドカップ・ドイツ大会がいよいよ開幕となります。日本チームは予選を勝ち進み、本大会への出場をいち早く決めたわけですが、世界の強豪を前に、前回大会以上の活躍を心からご期待をしております。

一方、市の基幹産業である稲作や酪農に目を向けますと、春先の低温に続いて5月の日照不足と異常気象の前兆のような天候が続いており、作物の生育不良や収穫量の減少、さらには牛乳の消費の伸び悩みなどさまざまな影響が心配されるところであります。

そのような中、さまざまな災害を想定して策定いたしました市の地域防災計画書の配布を今月予

定しておりますが、災害に強いまちづくり、被害の最小限化への取り組みなどを念頭に、安全で安心な市民生活を実現するため、地域防災体制の充実整備に取り組んでおりますので、議員の皆様方におかれましても引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回の市議会定例会にご提案を申し上げますのは、人権擁護委員の候補の推薦の人事案件のほか、平成18年度の一般会計補正予算案件が1件、条例の一部改正案が8件、その他の案件が10件、さらに報告案件として繰越計算書の報告が5件、公社等の経営状況報告が3件、専決処分の報告が6件で、合計34件の議案となります。

内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 市長あいさつが終わりました。



#### ◎職員の紹介

○議長（高久武男君） ここで、助役の発言を許します。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、4月1日付の人事異動によりまして、出席職員がかわっておりますのでご紹介を申し上げます。

議員の皆様から向かって右側の列になります。総務部財政課長、増田徹です。

○財政課長（増田 徹君） よろしく申し上げます。

○助役（坪山和郎君） 企画部総合政策室長、岡崎修です。

○総合政策室長（岡崎 修君） よろしくお願いたします。

○助役（坪山和郎君） 続いて、左側の列になります。市民福祉部長、渡部義美です。

○市民福祉部長（渡部義美君） よろしくお願いたします。

○助役（坪山和郎君） 産業観光部農務課長、二ノ宮栄治です。

○農務課長（二ノ宮栄治君） よろしくお願いたします。

○助役（坪山和郎君） 建設部都市計画課長、江連彰です。

○都市計画課長（江連 彰君） よろしくお願いたします。

○助役（坪山和郎君） 農業委員会事務局長、枝幸夫です。

○農業委員会事務局長（枝 幸夫君） よろしくお願いたします。

○助役（坪山和郎君） 以上でございます。



#### ◎会期の決定

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、26番、菊地弘明君。

〔議会運営委員長 菊地弘明君登壇〕

○議会運営委員長（菊地弘明君） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る6月2日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。会期については、本日6月9日より6月23日までの15日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出議案として人事案件1件、補正予算案1件、専決処分の承認案件6件、条例案8件、その他の案件4件、報告14件の計34件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第3号、議案第75号、承認第1号から承認第6号までの8件については、即決扱いといたします。即決案件8件と報告14件を除く12件については、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、議会関係議案について申し上げます。

議員関係議案としては、議会運営委員会委員の欠員補充及び産業廃棄物処理施設設置に関する意見書の提出の2件であります。

本件は開会日、執行部の提出案件に先駆けて即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は同一議題につき賛成、反対、それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

次に、会派代表質問、市政一般質問について申し上げます。会派代表質問は、質問回数の制限はなく、質問の1回目に通告したすべての項目を行うこととします。また、質問時間は1会派40分以

内とし、その残り時間については、所属議員による関連質問が行えることといたします。

質問通告会派は1会派で、日程上、6月12日に行うことといたします。

市政一般質問は、質問の回数の制限はなく、時間は1人40分以内とし、1回目の質問に通告したすべての項目を行うこととします。質問通告者は、16名であり、日程上、6月13日、14日、15日、16日に各4名の4日間といたします。

最後に、陳情・請願について申し上げます。

新規に受理した陳情が2件と継続審査となっている陳情が2件ございますが、これらは配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力くださいますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から6月23日までの15日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの15日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営

委員長報告のとおりといたします。

お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議ありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

—————◇—————

#### ◎発議第1号の上程、説明、選任

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、発議第1号 議会運営委員会委員の欠員補充についてを議題といたします。

本案については、去る6月5日付で水戸滋君から委員辞職届書が提出されて、これを許可したことに伴い欠員が生じております。

これを受けて那須塩原市議会委員会条例第4条第2項の規定により、欠員補充を行うものであります。選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

規定に従って、指名いたします。

議会運営委員には、31番、松原勇君を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、31番、松原勇君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

なお、補欠委員の任期は、委員会条例第3条第3項の規定により前任者の残任期間となります。

—————◇—————

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、

##### 討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第4、発議第2号 産業廃棄物処理施設設置に対する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番、木下幸英君。

〔11番 木下幸英君登壇〕

○11番（木下幸英君） 発議第2号 産業廃棄物処理施設設置に対する意見書の提出について説明をいたします。

本意見書は、那須塩原市の財産であり、誇りでもある自然環境やそこに暮らす住民の生活環境、生産環境を守るためのものがございます。

本市は、これまでに他の自治体に類を見ない数多くの産業廃棄物処理施設が設置されてきました。さらに現在、県内最大、全国でも未曾有の巨大な最終処分場の建設を初め、複数の産業廃棄物処理施設の建設が本市に計画されている現状をかんがみ、産業廃棄物処理施設の一極集中的設置を防ぐために、一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総数、総容量、総面積について総量規制を導入すること。

また、県外産物の県内流入量についても総量規制を導入すること。栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に規定する距離制限を拡大すること。また、関係地域及び関係住民の範囲を拡大することなどを求めるものであります。

議員各位には、よろしくご理解の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

発議第2号については、原案のとおり決すること  
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎同意第3号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第5、同意第3号  
人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題  
といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第3号 人権擁護委員  
の候補者の推薦について、提案の説明を申し上げ  
ます。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁  
護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市  
における人権擁護委員の候補の推薦について、人  
権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求める  
ものであります。

委員13名のうち、大島久夫氏が本年9月30日を  
もって任期満了となるため、後任の委員として伊  
藤尚子氏を推薦するものであります。

伊藤尚子氏は、昭和43年4月から38年間教師と  
して奉職され、本年3月31日をもって定年退職さ  
れましたが、人権擁護委員に関して知識経験とも  
豊富で、地域での人望も厚く、人権擁護委員とし  
てふさわしい方であります。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますよう  
お願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、  
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、  
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終  
結いたします。

これより、採決をいたします。

同意第3号については、原案のとおり同意する  
ことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

—————◇—————

◎報告第8号～報告第10号の上  
程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第6、報告第8号 平成17年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第8、報告第10号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、報告第8号から報告第10号までの3件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、報告第8号から第10号までを一括してご報告を申し上げます。

まず、報告第8号 平成17年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

議案書につきましては、50ページから52ページになります。

本報告は、さきの3月定例会において議決をいただきました19件の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

これら繰越明許費設定事業のうち、3款民生費の認可保育園建設事業、6款農林水産業費の畜産基盤再編総合整備事業、畜産経営活性化事業及び資源リサイクル畜産環境整備事業、8款土木費の西那須野駅跨線人道橋外壁修繕工事、国庫補助事業の市道幹Ⅱの17号線、道整備交付金事業の市道幹Ⅰの1号線、地方特定道路整備事業の市道幹Ⅰの3号線、道路整備基本計画策定業務、那須塩原駅北土地区画整理事業、3・4・1本郷通り道路改良事業及び地区施設道路整備事業、10款教育費の鍋掛小学校防球ネット設置工事の12件につきま

しては、繰越設定額をそのまま全額平成18年度に繰越しをいたしました。

また、10款教育費の小学校フェンス設置工事、小学校門扉設置工事及び中学校フェンス設置工事の3事業につきましては、平成17年度の実施状況から繰越設定額を減額し、翌年度に繰り越したところであります。

なお、8款土木費の西那須野地区まちづくり交付金事業、10款教育費の黒磯中学校擁護及び防球ネット設置工事並びに中学校門扉設置工事の3件につきましては、それぞれ繰越明許費を設定したところではありますが、年度内にすべての事業が完了いたしましたので、平成18年度への繰越しは行わないこととしたものであります。

次に、報告第9号 平成17年度那須塩原市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご報告を申し上げます。

議案書につきましては53ページから54ページとなります。

本件は、8款土木費の新上厚崎地内市管理道路舗装整備工事について、工事施工箇所の幅員が狭く、隣接地の立木伐採などの調整に多くの日数を要し、工事の年度内完了が見込めない状況となりましたので、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、契約額59万8,500円を事故繰越しの手続きにより、平成18年度へ繰り越したものであります。

この事故繰越しに関する繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告をするものであります。

次に、報告第10号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

議案書につきましては55ページから56ページとなります。

本報告につきましては、3月定例会において議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

本件は、施設管理費において、下水道資源化工場増設に当たり、焼却炉に係る法改正に伴い、設計の再検討を行ったことにより、平成17年度内の事業完了が見込めないことから、栃木県汚泥処理業務負担金367万2,000円を、また下水道建設費においては、道路管理者との協議等に不測の日数を要したことにより、平成17年度内の事業完了が見込めないことから、需用費、委託費及び工事請負費で2億9,862万9,500円を繰越しとしたものであります。

以上、3件についてご報告を申し上げます。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

---

◇

### ◎報告第11号～報告第12号の

#### 上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第9、報告第11号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第10、報告第12号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、報告第11号及び報告第12号の2件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 報告第11号から報告第12号までの2件について報告を申し上げます。

まず、報告第11号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第2項の規定により営業費用を繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づきご報告するものであります。

水道事業費用の鳥野目浄水場排水処理施設実施設計業務委託であり、浄水施設の機能調査に不測の日数を要したことに伴い、787万5,000円全額を繰り越すものであります。

次に、報告第12号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計繰越計算書についてご報告を申し上げます。

報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費を繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

資本的支出の配水管布設替工事の3件のうち1件は、栃木県施行の国道400号バイパス工事に伴う水道管布設協議に不測の日数を要したことに伴い繰越しし、残りの2件は公共下水道築造工事が工期延伸で繰り越したことと、栃木県施行の蕪中川河川工事が繰越となったことに伴い繰り越すもので、合計で3,081万7,500円全額を繰り越したものであります。

以上、2件についてご報告申し上げます。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

---

◇

### ◎報告第13号～報告第15号の

#### 上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第11、報告第13号 財団法人那須塩原市施

設振興公社の経営状況報告についてから日程第13、報告第15号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、報告第13号から報告第15号までの3件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、報告第13号から第15号までを一括してご報告を申し上げます。

まず、報告第13号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況報告について、ご報告を申し上げます。

議案書は61ページでございますが、別紙資料財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況について、こちらをご参照いただきたいと思います。

平成17年度の事業につきましては、市から委託を受けた施設の管理運営を行うほか、文化推進事業や緑化推進事業などの自主事業を行ったところであります。

まず、事業報告につきましては、事業報告書の1ページから41ページに記載したとおりであります。

次に、決算の状況でございますが、まず一般会計につきましては、決算報告書の3ページから26ページに記載のとおりであります。

収入合計額は、4ページ一番下に記載してあるとおり、6億6,372万2,290円。支出合計額は20ページ下に記載のとおり、6億1,383万677円でございます。

また、文化会館自主事業特別会計につきましては、27ページから30ページに記載してありますが、収入合計額、支出合計額とも28ページ記載のお

り、1,590万7,695円でございます。

決算報告書の1ページ及び2ページには、これらの総括表が記載されてございますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成18年度の事業計画及び収支予算についてご報告を申し上げます。

事業計画につきましては、1ページから8ページに記載してありますが、平成18年度から市の8施設について、指定管理者としての指定を受け管理運営を行います。

また、市からの委託を受け、観光、文化、体育及び公園施設等の管理運営のほか、観光宣伝事業や文化会館自主事業等を行う計画でございます。

収支予算は、9ページから22ページに記載してありますが、一般会計では収入として事業収入や補助金収入など合計5億8,095万5,000円を計上し、支出では管理費や各種事業費などで、合計5億7,367万8,000円を計上してございます。

また、文化会館自主事業特別会計では、22ページ記載のとおり収入は、補助金等収入や事業収入ほかで2,281万円を計上し、支出では自主事業に係る支出として、収入同額の2,281万円を計上してあります。

次に、報告第14号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告につきましてご報告を申し上げます。

議案書は61ページでございますが、別紙資料財団法人那須塩原市農業公社平成17年度事業報告書並びに平成18年度事業計画書をごらんいただきたいと思います。

平成17年度の事業実績につきましては、事業報告書の1ページから9ページに記載のとおりであります。

受託事業として農業経営基盤強化促進法に基づく農地の流動化推進、認定農業者を含めた中核的

農業者の育成、さらには道の駅「明治の森・黒磯」、地域資源総合管理施設「アグリパル塩原」の管理運営のほか、同施設を利用した各種イベントを開催したところであります。

農用地の利用権設定は、3月末日現在900.1haとなっており、一段と規模拡大農家への集積が図られつつあります。

また、認定農業者の育成につきましては、各種事業を行った結果、前年度比27名増の549名となりました。

次に、一般会計につきましては、10ページから15ページに記載されている収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録のとおりであります。

主な収入は、事業収入としての農地保有合理化事業収入、また補助金等収入のうちの明治の森・黒磯やアグリパル塩原の管理運営等の受託収入で、収入全体の約54%を占めております。

支出の主なものは、受託事業に伴うものであります。

収益事業である農産物直売棟運営特別会計につきましては、16ページから18ページに記載されているとおりで、青木ふるさと物産センター直売棟に関する決算であります。

施設利用者が減少した結果、事業収入も減少しております。

次に、那須塩原市農業公社の平成18年度事業計画等についてご説明を申し上げます。

特に、平成19年度から国の農業政策が変わることから、認定農業者の育成を主眼に置いて、農地利用の面から支えるための農地保有合理化や、農作業受委託の推進を進めてまいります。

収支予算につきましては、一般会計が6ページから9ページに記載のとおりであります。

また、物産直売棟運営特別会計につきましては、

10ページに記載のとおりであります。

今後も経営規模の拡大や、農業の担い手の育成など本市の農業振興と農村の活性化に寄与すべく、各種事業の推進を予定しております。

次に、報告第15号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告についてご報告を申し上げます。

議案書は62ページでございますが、別紙資料財団法人那須野が原文化振興財団の平成17年度事業報告書及び平成18年度事業計画・収支予算書をごらんいただきたいと思います。

平成17年度事業報告につきましては、事業報告書の1ページから16ページに記載のとおりであります。

5ページからの財団の運営状況であります。那須塩原市及び大田原市における文化の振興を図るとともに、住民の自主的な文化活動の支援を行い、豊かな文化の創造に寄与するため各種事業を実施いたしましたところでございます。

芸術文化鑑賞事業では、平原綾香ファーストコンサートツアーなど32本の自主事業と、展示事業として原野展とハーモニーホール展を開催。文化団体育成事業ではオーケストラ養成講座など4講座6種目を実施。また、ハーモニーホールフェスティバルを開催し、ステージ部門で26団体が、ギャラリー部門では12団体が参加、マラソンコンサートはピアノ演奏など102名が参加いたしました。

各施設の利用及び入場者の状況につきましては、13ページに記載のとおり、全体で988日の利用日数があり、利用率は62.3%、入場者数は11万1,428人で、いずれも前年を上回っております。

14ページのパイプオルガンの基金積立は、平成18年3月31日現在で7,829万6,033円であります。

財務諸表につきましては、17ページの貸借対照

表の資産の部の主なものは、流動資産の普通預金、固定資産の基本財産やパイプオルガン基金で、合計は、1億3,319万8,866円であります。

負債の部の主なものとしては、固定負債の退職手当基金引当金で、合計は2,047万9,585円であり、資産合計から負債合計を引いた1億1,271万9,281円が正味財産であります。

18ページの損益計算書の右側の収益の主なものとして、施設管理受託収入と自主事業負担金収入等で、いずれも2市からの負担金で合計は3億4,356万3,503円であります。左側の費用の主なものとして、給料手当、委託料等で小計は3億3,993万3,041円で、次期繰越収支差額は363万462円であります。

19ページは財産目録であります。

続きまして、平成18年度の事業計画・収支予算についてご説明申し上げます。

平成18年度事業計画・収支予算書の2ページ、3ページの事業計画は記載のとおりであります。4ページからの平成18年度収支予算の収入の部につきましては、施設利用料収入、事業収入、受託収入など3億1,784万9,000円を計上し、支出の部は、管理費、芸術文化振興事業費、文化活動育成事業費などで、3億1,784万9,000円を計上しております。

以上、3件につきましてご報告を申し上げます。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

---

◇

### ◎報告第16号～報告第21号の

#### 上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第14、報告第16号 専決処分の報告についてから日程第19、報告第21号 専決処分の報告に

ついてまでの6件を一括議題といたしたいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、報告第16号から報告第21号までの6件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、報告第16号から第21号までの6件につきまして、一括ご報告を申し上げます。

まず、報告第16号につきましては、地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げるものであります。

議案書につきましては、63ページから64ページとなります。

本件は、平成18年2月8日百村地内の県道黒磯・田島線で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、高林中学校スクールバスと中型バスがすれ違う際に、双方のサイドミラーが接触し破損したものであります。

両者協議の結果、市側60%、相手方40%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に17万7,660円を支払い、今後この件に関し双方とも異議を申し立てないことで和解が成立をいたしました。

次に、報告第17号につきましても地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げるものであります。

議案書は65ページから66ページとなります。

本件は平成18年2月18日四区町地内の市道170号線で発生した車両の物損事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、アスファルト舗装のわだちで車両下部のフロントエグゾーストチューブを破損したものであります。

両者協議の結果、市側60%、相手方40%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金3万4,572円を支払い、今後この件に関して双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第18号につきましても、地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

議案書は67ページから68ページとなります。

本件は、平成18年2月25日東三島5丁目地内の市道512号線で発生した車両の物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、破損しておりました側溝のグレーチングに車両の左前輪が接触し、タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

両者協議の結果、市側60%、相手方40%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金3万8,821円を支払い、今後この件に関して双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第19号につきましても、地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

議案書は69ページから70ページとなります。

本件は、平成18年4月12日鍋掛地内の市道黒磯・大田原1号線において発生した車両事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、スクーターが走行していたところ、路面のくぼみにより転倒し、車

体が破損したものであります。

両者協議の結果、市側40%、相手方60%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金6万8,340円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第20号につきましても地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

議案書は71ページから72ページとなります。

本件は、平成18年4月11日鍋掛地内の市道黒磯・大田原1号線において発生した車両事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、普通乗用車が走行していたところ、路面のくぼみにより転倒し、車体が破損したものであります。

両者協議の結果、市側50%、相手方50%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金15万6,324円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第21号につきましては、平成17年第5回臨時議会において議決をいただきました工事請負契約について、地方自治法の規定に基づき契約の変更を専決処分をいたしましたので、ご報告をするものであります。

議案書につきましては73ページから74ページとなります。

契約の変更につきましては、敷地造成時の湧水の処理費用、歌仙堂地中埋設部における防水方法の変更、転石の場外搬出処理費、盛土の不足分購入費、その他により工事費用が975万4,500円増額となったため、契約金額を変更したものであります。

す。

以上、6件につきましてご報告を申し上げます。

○議長（高久武男君） 報告説明が終わりました。

◇

◎承認第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第20、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、承認第1号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は16ページから17ページ、議案資料は26から27ページをごらんいただきたいと思えます。

また別紙資料の平成17年度那須塩原市補正予算書及び平成17年度3月補正一般会計歳入歳出予算の内容をご参照いただきたいと思えます。

今回の補正は、歳入につきましては地方譲与税や地方消費税交付金、特別交付税など国や県からの交付金が決定したことによる調整のほか、起債事業の確定に伴う市債の整理等を行い、一方の歳出では、歳入との意味合いで生じる余剰金について今後の財政運営を考慮いたしまして、財政調整基金への積立てや予備費への計上など3月補正後に生じた事業による予算の最終調整を実施したものであります。

これらの主なものについて申し上げます。

まず、歳入についてであります。2款地方譲与税は、5,142万4,000円の増額補正を行いました。これは交付決定額が予算計上額と比較し、所得譲与税は9,000円の減額となるもの、自動車重

量譲与税では3,354万4,000円、また、地方道路譲与税でも1,788万9,000円の増額となったことによるものです。

次に、10款地方交付税のうち、普通交付税であります。平成18年2月10日に「平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律」が施行されまして、国の補正予算で普通交付税の増額が行われました。

平成17年度につきましては、調整額の復活という形で交付されることになり、本市では3,054万7,000円の増額となったものであります。

また、特別交付税は合併に伴う特別需要による増額などで3億5,404万円を追加いたします。

これらにより、地方交付税全体では3億8,458万7,000円の増額補正となったものであります。

続きまして、14款国庫支出金であります。西那須野支所庁舎改修費などが合併補助金の対象となることや、除雪経費に対する補助金などの計上で1,863万5,000円を増額いたしました。

このほか、3款利子割交付金や、8款自動車取得税交付金など県からの交付金で予算計上額を上回る交付決定があったことによる増額補正を行ったところであります。

これに対し、6款地方消費税交付金は予算計上額との比較で、1億1,274万8,000円の減額となるほか、18款繰入金は3月補正で減額を行いました。西那須野学校給食共同調理場抜根整地工事費に対する教育施設整備基金からの繰入金5,900万円の減額、また21款市債でも起債対象事業費の確定に伴い、7,100万円の減額を行ったところであります。

これらにより、歳入補正額は差し引き3億4,808万3,000円の増額となったものであります。

一方の歳出は、2款総務費の財政調整基金に2億円を積み立て、今後の財政運営に備えることと

したほか、なおも1億4,808万3,000円の余剰額が生じるため、これを全額予備費に計上し、歳出補正額を歳入同額の3億4,808万3,000円としたものでございます。

このことで平成17年度的那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は、389億7,834万7,000円となるものであります。

なお、この一般会計補正予算につきましては、年度末で議会を開催する時間をとることができませんでしたので、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎承認第2号～承認第3号の上程、  
説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第21、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第22、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号及び承認第3号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、承認第2号及び第3号を一括してご説明を申し上げます。

承認第2号及び第3号は、「那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」及び「那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の改正について専決処分の承認を求めるものであり、関連がありますのであわせて提案のご説明を申し上げます。

議案書につきましては18ページから21ページ、議案資料につきましては28から29ページとなります。

「那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の

公務災害補償等に関する条例」及び「那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例」につきましては、栃木県市町村総合事務組合が設立され、栃木県市町村消防災害補償等組合において処理していた事務を共同処理することとなったことに伴い、引用をしておりました組合の条例を「栃木県市町村総合事務組合の条例」に改めるためのものであります。

なお、「那須塩原市議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」につきましては、3月議会において一部を改正する条例の議決を得ておりましたので、同条例に修正を加えることにより必要な改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

承認第2号及び承認第3号の2件については、原案のとおり承認することで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎承認第4号～承認第6号の上程、

説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第23、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてから日程第25、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号から承認第6号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、承認第4号から第6号までを一括してご説明を申し上げます。

承認第4号及び承認第5号につきましては、那須塩原市税条例及び那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてであり、関連がありますのであわせて提案のご説明を申し上げます。

議案書につきましては22ページから45ページ、議案資料につきましては30ページから88ページとなります。

これらは、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、条例改正の急施を要したため専決処分をしたものであります。

主な改正内容であります。まず、市税条例について申し上げますと、個人の市民税では所得税から住民税へ税源移譲のため、これまで3%から10%の累進税率であった所得割の税率を、一律6%の比例税率に改定するものであります。

これに伴い、個々の納税者の所得税と合わせた

税負担が極力変わらないよう配慮し、人的控除の差額に起因する負担増を調整するための調整控除や、所得税の減少による住宅ローン減税の影響額を住民税から控除する住民税の住宅借入金特別控除が創設されました。

また、今回の税制改正の柱の一つである安心・安全のための税制として、これまでの損害保険料控除を廃止して、地震保険料控除を新たに設けることになりました。

その他では、恒久減税の一環として、平成11年度から実施されてきた定率現在が昨年度の税制改正では2分の1減額されましたが、平成19年度の住民税からは全廃されることとなります。

固定資産税では、耐震工事を促進するため、1戸当たり30万以上の耐震改修工事を施した既存住宅の固定資産税が工事終了後3か月以内に申告することにより、翌年度から一定期間2分の1に減額される措置が講じられます。

また、宅地の税負担の調整につきましては、負担水準の均衡化はある程度進展しつつあるものの、依然として地域や土地によってばらつきが残っている状況にあることから、負担水準の高い土地については、これまでの制度を継続する一方、負担水準が低い土地については制度を簡素なものとしながら、負担水準の均衡化を促進する措置を講ずることとしております。

さらに、市たばこ税では、平成18年7月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき321円引き上げることとし、平成18年7月1日前に売り渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する小売販売業者等に対して手持品課税を行うこととしております。

次に、都市計画税条例について申し上げますと、平成18年度の固定資産税の評価替に伴い、土地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の

都市計画税の負担について、固定資産税と同様の調整措置を講ずるための改正となっております。

これらにつきまして、課税事務処理上4月1日に改正条例を施行する必要性が生じたことから、地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、承認第6号は、那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分の承認を求めたものであります。

議案書は46ページから49ページ、議案資料は89ページから95ページとなります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の内容につきましては、公的年金等の控除の見直しに伴い、国民健康保険税が増加する高齢者に配慮し、段階的に本来負担すべき国民健康保険税に移行できるよう、平成18年度から2年間国民健康保険税の算定の際に、特別控除を適用するものであります。

また、軽減判定の際にも2年間上乘せ控除を行い算定することとなったものであります。

以上3件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終  
結いたします。

これより、採決をいたします。

承認第4号から第6号までの3件については、  
原案のとおり承認することで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

—————◇—————

◎議案第75号の上程、説明、質  
疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第26、議案第75  
号 契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第75号 契約の締結に  
ついての提案の説明を申し上げます。

本案は、塩原支所新築工事の契約の締結につい  
て議会の議決を求めるものであります。

去る5月29日に行いました入札の結果、石川・  
秀和・谷黒特定建設工事共同企業体が3億5,910  
万円で落札いたしましたので、当該特定建設工事  
共同企業体と契約を締結するものであります。

この工事の概要といたしましては、鉄筋コンク  
リート造、一部鉄骨造2階建て、延べ床面積  
1,710.85平方メートルの庁舎及び車庫棟、屋外便  
所を建築するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い  
申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） まず、この企業体の組  
み方で、この組み方というのは事前に何か条件か  
何かを今までつけて、こういう組み方になってい  
るというふうな理解をしてよろしいのかどうかと、  
あと、この企業体の組み方で、今までも同じよう  
な、昨年度ですか、同じような活動を企業として  
はしているのかどうかということと、この組んだ  
ところの条件的にランクはどういうようなランク  
なのかと、あと、1番から7番目までの入札事業  
者のところでの、それぞれのランクというのを教  
えてください。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えを申し上げます。

まず、企業体の設定についてでございますけれ  
ども、対象工事として一定の金額、あるいは一定  
の規模を超える土木工事、建築工事、あるいは設  
備工事については、共同企業体を設置するという  
ことでの、取り扱い要領を定めてございます。

今回の工事については、そういうことで該当す  
るものということで、事前に前例に倣った形で指  
名をいたしました。

手続の順につきましては、予備指名、業者選考  
会議において業者選考いたしまして、町内の建築  
のAランクの業者8社、Bランクの業者12社に予  
備指名を通知いたしまして、特定建設工事共同企  
業体の参加資格の参加の受付をしたところでござ  
います。

その中で、AとBの組み合わせで、7つの共同  
企業体が推薦として出てまいりまして、5月18日  
に本指名の通知を発送いたしまして、29日に入札  
を執行いたしまして、業者が決まったということ  
でございます。

ランクの組み合わせでございますけれども、7

つのうち、ナンバー1につきましては、福田・泉谷・田代ということで、Aが1社、Bが2社。順番が違いますか、失礼しました。1番の生駒・君島につきましては、AとBの組み合わせでございます。2番目の石川・秀和・谷黒につきましてはAが2社、それからBが1社の組み合わせでございます。それから3番目の小池・宮沢・大広につきましては、A1社、B2社の組み合わせでございます。4番目の三平・創建・べるにつきましては、A1社、B2社。それから5番目の深谷・丸山・根本につきましてはAが1社、Bが2社。6点目の福田・泉谷・田代につきましては、Aが1社Bが2社。最後の万・大鹿・扇屋につきましてはAが1社、B2社ということになります。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この組み合わせというのは、今までもそれぞれの企業体のところで行っている組み合わせというふうな理解でよろしいんでしょうか。

それと、今回の落札率が94.8%だと思うんですけども、これというのはこういうふうに入札をして、予定価格をこの金額で出して、94.8%というのは、発注する側としてはもう少し金額的に下がるというふうに思っていたものか、それよりはちょっと高めになったというのか、その辺のところを聞かせてください。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 組み合わせについては、こういう組み合わせがあるかどうかということで、すけれども、先ほど申し上げました取り扱い要領の中で、構成員数については原則として2ないし3社とするという規定がございまして、やはりAランクを基本とするも、いわゆる力量に応じてはBを加えることについても差し支えないという規

定もございます。

そういうことで通常にととって、AとBの組み合わせをしたところでございます。

また、落札率の94.8につきましては、最近の情勢を見ると、国等の発注業務の落札率というのはかなり低くなっているという話も聞きますけれども、事前公表制度を実施して、94.8パーセントという落札率というのはある程度やむを得ないといえますか、ある程度想定できた落札率ではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この共同企業体の企業の中で、主に仕事をしているところが、塩原であるというところの企業名を教えてください。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） この落札した企業体の中では、谷黒組が所在地は塩原地区になっております。

以上です。

○議長（高久武男君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第75号については、原案のとおり決すること  
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第64号～議案第71号の

#### 上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第27、議案第64号 那須塩原市営バス設置  
条例の一部改正についてから日程34、議案第71号  
那須塩原市下水道条例の一部改正についてまで  
の8件を一括議題といたしたいと思いますが異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案64号から議案71号までの8件を一  
括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第64号から  
第71号までの8件について一括提案のご説明を申  
し上げます。

まず、議案第64号 那須塩原市営バス設置条例  
の一部改正について提案のご説明を申し上げます。

議案書は3ページ、資料につきましては4ペー  
ジとなります。

本案は、市営バスの経由地及び乗降所として条  
例中で引用しております施設の名称のうち、上三  
依塩原駅が上三依温泉口駅に、那須大学が宇都宮  
共和大学にそれぞれ改称されたことに伴い、字句  
を改めるものであります。

次に、議案第65号 那須塩原市特別職の職員で

非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について提案のご説明を申し上げます。

議案書は4ページ、資料は5ページとなります。

本案は、「西那須野保健委員会」が本年3月31  
日をもって解散となったことにより、「保健委  
員」の項を別表から削除するため、また動植物実  
態調査員の名称を暫定施行しております「黒磯市  
希少な野生動植物の保護に関する条例」の規定に  
合わせて、「動植物調査研究会委員」に改めるた  
め条例を改正するものであります。

次に、議案第66号 那須塩原市手数料条例の一  
部改正について、提案のご説明をいたします。

議案書は5ページ、資料は6ページとなります。

本案は、「独立行政法人農業者年金基金法」の  
施行に伴い、「農業者年金基金法」が廃止された  
こと及び「石綿による健康被害の救済に関する法  
律」が施行されたことにより、これらの法律の規  
定に基づいて戸籍事項の証明手数料を免除するた  
め条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第67号 那須塩原市公民館条例の一  
部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は6ページ、資料は7ページとなります。

本案は、現在、太夫塚地内に建設を進めており  
ます体験学習施設を平成18年9月1日から西那須  
野公民館とすることに伴い、条例に定める西那須  
野公民館の位置を変更するため条例の一部を改正  
するものであります。

次に、議案第68号 那須塩原市図書館条例の一  
部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は7ページ、資料8ページとなります。

本案は、現在、太夫塚地内に建設を進めている  
体験学習施設内に平成18年9月1日から新たに図  
書館分室を設置するため条例の一部を改正するも  
のであります。

次に、議案第69号 那須塩原市児童クラブ条例

の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は8ページ、資料9ページとなります

本案は、現在、太夫塚地内に整備を進めております体験学習施設の平成18年9月1日からの供用開始に合わせて、東小学校内に設置しております東児童クラブを同施設内に移設することに伴い、条例に定める東児童クラブの位置を変更するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は9ページ、資料は10ページとなります。

本案は、市営那須塩原駅西口駐車場の管理方法を変更するため条例の一部を改正するものであります。

まず、供用時間につきましては、これまで管理人により午前8時から午後8時までの12時間でありましたが、7月1日から管理機械を導入して24時間供用とし、使用料につきましては市営那須塩原駅東口駐車場と同様の規定に改めるものであります。

次に、議案第71号 那須塩原市下水道条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は10ページ、資料は11ページとなります。

本案は、下水道法の一部が改正され、水質汚濁防止法等に規定する特定施設等の特定事業場において、有害物質や油等が公共下水道に流入する事故が発生した場合の応急対応と、事故内容の届出を義務づける条項が追加されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上、8件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

#### ◎議案第63号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、日程第35、議案第63号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第63号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、国及び県補助事業費の内示を踏まえた予算措置など早急な対応が必要な経費について補正を行うものであります。

この主な内容を歳出から申し上げますと、まず、2款総務費に1,760万円を計上し、東庁舎の緊急安全対策といたしまして、アスベストの除去や、雨漏り対策としての外壁防水修繕工事を行うものであります。

次に、6款農林水産費では、国や県の補助事業としての内示を受け、地域資源総合管理施設、通称アグリパル塩原の屋外トイレの増改築工事や、むらづくり交付金の事業の申請に必要となります農村環境計画の策定に関する経費、合わせて4,305万4,000円を追加計上します。

また、8款土木費は、栃木県への3・3・2黒磯那須北線事業用地の売却に伴う立木処分費の25万円を、さらに、10款教育費には国の補助事業採択に伴う生徒指導総合連携推進事業費71万1,000円を計上いたします。

これらにより、歳出の総額は6,161万5,000円の増額補正となります。

一方の歳入は、14款国庫支出金にはアスベスト改修型有料再開発建築物等整備事業費補助金や生徒指導総合連携推進事業委託金で486万5,000円を

—————◇—————

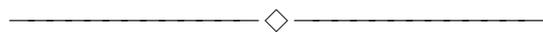
計上し、15款県支出金は、農村環境計画策定事業費補助金375万円とアグリパル塩原屋外トイレ増改築工事にかかわる財源として、観光基盤整備事業費補助金1,520万円の合わせて1,895万円をそれぞれ計上します。

また、16款財産収入は3・3・2の黒磯那須北線事業用地の売り払い収入3,052万8,000円を計上いたしますが、歳出との比較でなおも727万2,000円の財源不足となることから前年度の繰越金を同額計上することで、歳入補正額を歳出同額の6,161万5,000円とするものであります。

このことで、平成18年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は405億6,161万5,000円となります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいましたようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



#### ◎議案第72号～議案第74号の

##### 上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第36、議案第72号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてから日程第38、議案第74号 市道路線の廃止及び認定についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案72号から議案74号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第72号から第74号までの3件につきまして、一括提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第72号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について提案のご説明を申し上げます。

議案書は11ページ、資料は12ページとなります。

本案は、平成17年の障害者自立支援法の制定に伴い、児童福祉法の一部が改正され、那須地区広域行政事務組合が行います児童デイ・サービス事業が障害者自立支援法の障害者福祉サービスとして規定されたことによる規約の変更と、那須地区広域行政事務組合を構成する市であります大田原市において、平成18年4月1日から大田原市に収入役を置かない条例が施行されたため、この組合の収入役の選任について、「収入役の事務を兼掌する者」を加え、関係3市町から選任することができるよう規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号 普通財産の貸付けについての理由をご説明を申し上げます。

議案書は12ページ、資料は13ページとなります。

本案は、財団法人畜産環境整備機構が家畜排せつ物処理施設の実証試験のため整備した施設を、事業の完了に伴い、市が無償譲渡を受けましたので、これを施設の設置と実証に協力した畜産農家に無償で貸し付けるものであります。

次に、議案第74号 市道路線の廃止及び認定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は13ページから14ページ、議案資料の方は14ページから24ページとなります。

本案は、市道を2路線廃止し、新たに10路線を認定いたしたく、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

廃止いたします2路線は、市道の整備に伴い、

起点が変更となるため廃止するものであります。

認定いたします10路線は、市道の整備に伴い、起点が変更となるため認定するものが2路線、市道の整備に伴い起点及び終点が変わるため認定するものが1路線、那須塩原駅西土地区画整理事業の換地処分に伴い認定するものが2路線、都市計画道路代替地の整備完了に伴い認定するものが1路線、農道の整備完了に伴い認定するものが2路線、一般国道400号中塩原バイパス建設に伴い付け替えの必要が生じ伴い認定するものが1路線、第2期ごみ焼却施設等建設に伴う進入路を認定するものが1路線であります。

この結果、市道の総延長は1,226.6キロメートル。実延長は1,179.9キロメートル。市道路線数は2,292路線となります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



#### ◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時43分